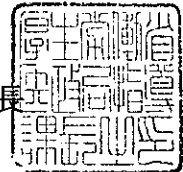




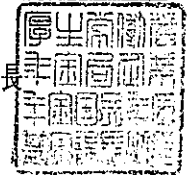
医政指発1001第2号
年企発1001第6号
平成21年10月1日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長



医療機関に対する適格退職年金から他の企業年金制度等への移行
に関する周知について

適格退職年金（法人税法附則第20条第3項の適格退職年金契約に基づく企業年金制度をいう。事業主が退職年金の支給を目的として任意に外部に積立てた資産及び給付等について税制上の措置が講じられている制度。別添参照）については、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）附則第5条により、平成24年3月31日をもって廃止することが決定している。

このため、適格退職年金については、同日までに、他の企業年金制度等（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金又は中小企業退職金共済）へ制度として移行し、資産を移換していただく必要がある。

医療機関においても、この適格退職年金を実施しているところが多いが、現在、適格退職年金の廃止期限まで3年を切ったところであり、移行の検討や移行手続には一定の期間を要する（通常1年半から2年程度）と考えられることから、早期に移行の検討に着手していただけるよう、貴管下医療機関に対する周知方願います。

（参 考）

適格退職年金制度の移行に関する情報は下記アドレスからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku.html>

<http://www.pfa.or.jp/tekinen-iko/index.html>

○ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）

（退職年金等積立金に対する法人税の特例）

第二十条 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う法人に対しては、これらの業務は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

（第 2 項 略）

3 前二項に規定する適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約（平成十四年四月一日前に締結されたもの（同日以後に締結されたもののうち実質的に同日前に締結されたものとして財務省令で定めるものを含む。）に限る。）で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

（第 4 項及び第 5 項 略）

○ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）

（適格退職年金契約の円滑な移行）

第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。

適格退職年金

○ 企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。

○ 平成21年3月末現在、契約件数25,441件、加入者数348万人。

○ 確定給付企業年金法の施行(平成14年4月1日)により、新規の契約は認められず、既存の契約については平成24年3月末までに他の制度への移行等の対応をとることとなる。

